

東京都社会的責任調達指針について (事務局説明資料)

令和6年11月8日

物品別の個別基準について

個別基準検討の方向性について

第8回有識者会議における各委員意見

テーマ	意見
個別基準 のあり方	東京都としての ビジョン を基に 到達目標を設定 してはどうか
	イベントとは異なり、東京都の調達は長期に実施するため、目標値等を設定し、 政策誘導していくことも一案 ではないか
個別基準 の対象	都の調達に関係が深い物品 の個別基準を先んじて設定するべきではないか
	東京都の施策は日本全体に与える影響が大きいため、 社会の関心を高めるという視点、調達量が多い物品という視点から設定するべき 品目を検討するべきではないか
	社会の関心を高める、喚起させるという視点も重要である。その意味では、 食に関する個別基準を設定するべき ではないか
サービスに 関する個別基準	コモディティだけでなく、 サービスの種類に応じて基準を設定 することも一案ではないか
	個別基準策定にあたっては、 取引過程等に関しても基準を策定するべき ではないか

個別基準検討の方向性について

第8回有識者会議を踏まえた方針案

(1) 対象物品について

- ✓ 個別基準は、持続可能性リスクが高いとされる物品のうち、**都における調達量が特に多い「紙」及び「木材」から優先的に検討**を開始。
- ✓ 物品ではなく、サービスや取引過程等における個別基準については、既に策定・公表済の共通基準との整合性等を鑑み、共通基準の運用状況を踏まえながら、今後の中長期的な課題とする。

(2) 個別基準のあり方について

- ✓ **中小企業が受注者の大半**を占め、一過性のイベントではなく**恒常的・反復的な契約が多数ある都の契約**において、先行事例と同様に、一部法令を超えた要件が設けられた個別基準を一律に適用することは、**公平性の観点で問題**がある。
- ✓ したがって、東京都の個別基準は、特に持続可能性リスクが高いとされる分野において、持続可能性を確保するために**必要十分な水準を保ちつつ、一部の契約案件を対象に先導的に適用**していくものとする（**モデル契約**）。
- ✓ 個別基準の要件や、どのように運用するか等については、**今後物品別の検討部会を立上げ検討**

個別基準検討の方向性について

検討部会について

- 令和6年度は**紙・木材**の検討部会を設置
- 委員構成は**有識者会議委員から部会長**を選任し、各回において**専門分野からゲストを招致**する（2名程度を想定）
- ゲストは東京2020大会及び大阪・関西万博における検討ワーキングの委員又はゲストを参考に、今後人選を検討する。

東京2020大会

○紙

所属
筑波大学生命環境系（環境保全）
経済産業省製造産業局
日本製紙連合会
グリーン購入ネットワーク（GPN）
一般財団法人 日本消費者協会

○木材

所属
早稲田大学人間科学学術院人間環境科学科（森林科学）
全国森林組合連合会
全国木材組合連合会
日本木材輸入協会
一般財団法人 日本消費者協会

大阪・関西万博

○紙・木材

所属
WWF（世界自然保護基金ジャパン）

東京都社会的責任調達指針について

東京都社会的責任調達指針について

公表後の対応状況について

- 7月16日 **東京都社会的責任調達指針 公表**
- 8月22日 **東京都社会的責任調達指針解説版 公表**
- 8月23日 **事業者向けオンライン説明会開催**
後日録画をホームページで公開
- 9月17日 **物品買入れ等競争入札参加資格審査にて**
チェックリスト提出義務付け

そのほか、この間、**業界団体等に対する説明会**を実施し周知

今後の予定

- 11月25日 **建設工事等競争入札参加資格審査にてチェックリスト提出義務付け**
- 令和7年1月頃 **通報受付窓口業務運用基準 公表**
- 令和7年4月1日 **一部公表案件から調達指針適用開始**
- 令和7年5月 **通報受付窓口設置**
- 令和7年内 **通報受付対応点検委員会開催**

東京都社会的責任調達指針解説版

5. 持続可能性確保に向けた視点

項目	義務/推奨	内容
1.1 法令遵守	義務	調達関連事業者は、工事・物品等の調達過程において、適用される国内外の法令等を遵守するとともに、国際規範を尊重しなければならない。 国際規範と各国の法令等が適合していない又は相反する場合には、各国の法令等を遵守しつつ、国際規範を尊重する方法を追求するものとする。

解説
法令遵守（コンプライアンス）は、企業が事業活動を行うに当たって法令遵守の確保に向けた取組としては、自社に適用される法令等の設置、社員への啓発・教育活動などが挙げられます。

取組例 国内外の法令等の遵守や、国際規範の尊重について、
 ・ コンプライアンス徹底のための、適法な業務遂行を含む全社的コンプライアンスを徹底するための内部統制の仕組みを構築する
 ・ コンプライアンス担当部署を設置し、コンプライアンスについて法令違反等に関する内部通報・相談窓口を設置・運営している事業を行うに当たって遵守しなければならない関連法規等を整理
 ・ 業界団体等が主催するコンプライアンス研修に職員を参加させてコンプライアンスに関するメールマガジンの配信や研修・勉強会

策定趣旨
 ・ 「未来の東京」戦略（令和3年3月）を踏まえ、経済合理性のみならず持続可能性にも配慮した調達を行い、持続可能な社会に貢献することを目的として、令和6年7月、「東京都社会的責任調達指針」を策定
 ・ 調達指針は、持続可能性に関わる、環境、人権、労働、経済の各分野の国際的な合意や行動規範等を尊重し、持続可能な社会の実現に向けて実行可能で最良の調達を実現するための事項や運用方法を定めるもの

＜社会的責任調達指針の意義＞
 受注者等の取組先
 東京都
 都における持続可能性に配慮した調達の実行
 環境、人権、労働、経済の各分野での望ましい慣行が社会に波及
 持続可能な経済・社会の実現
 企業にとっても、企業価値の維持・向上などのプラスの効果

チェックリスト

(1) 全般
 国内外の法令等の遵守や、国際規範の尊重について、
☐ コンプライアンス（法令遵守）徹底のための自社の方針や行動規範等を策定している。
☒ コンプライアンス（法令遵守）徹底のための内部統制の仕組みを構築している。
☐ コンプライアンス（法令遵守）徹底のための担当部署を設置し、定期的な監査・モニタリングを実施している。
☐ 遵守すべき関連法規の関係部署への周知や研修の実施等、周知・啓発に取り組んでいる。
☐ その他の取組を行っている。
☐ 取り組んでいない。
 その他の取組
 [全角200文字（半角400文字）以内で入力してください。]

オンライン説明会資料

通報受付窓口について

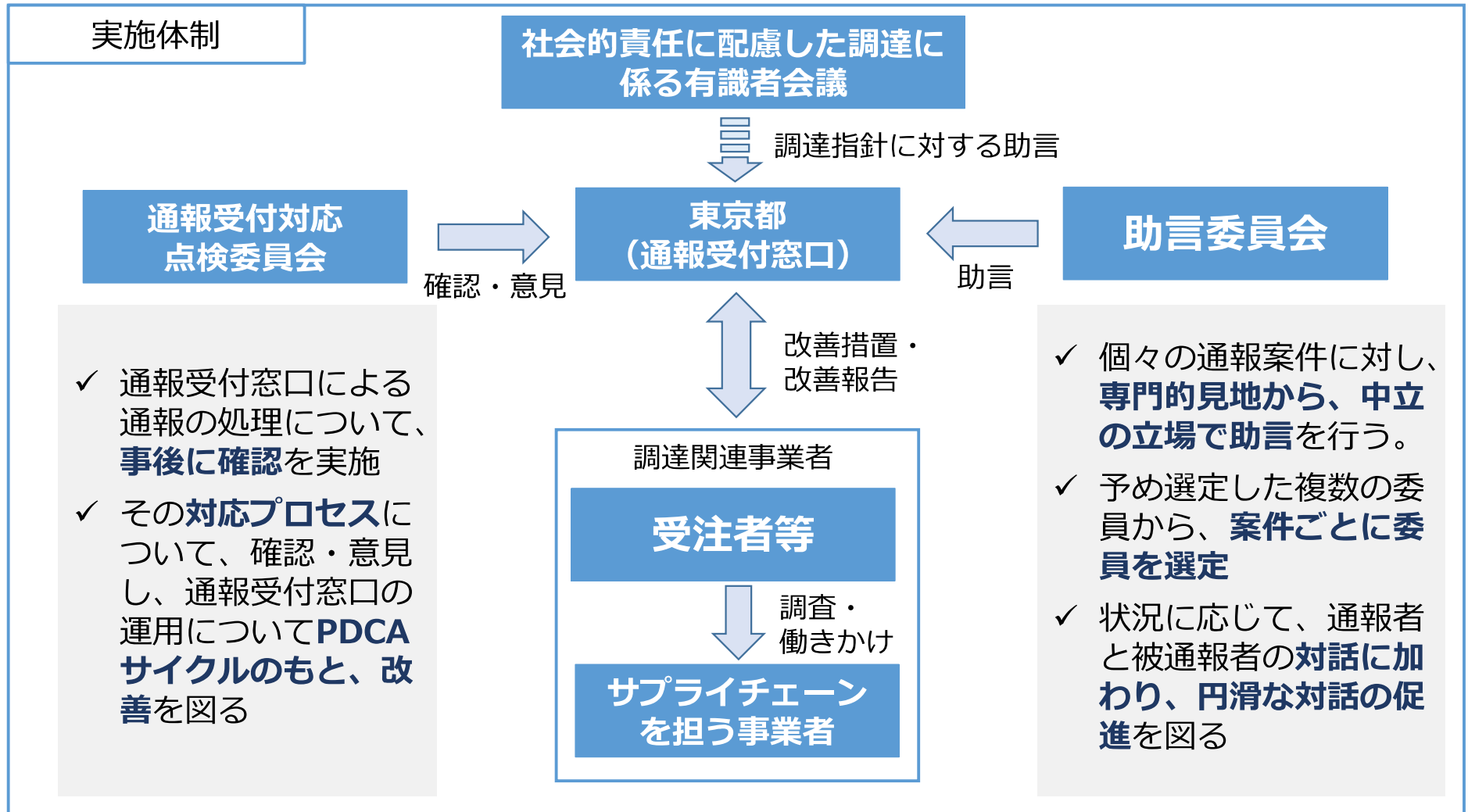
通報受付窓口業務運用基準_構成案

- 通報受付窓口業務運用基準の現時点の構成案は以下のとおり
- 骨子では作成していなかった項目について、今回検討を実施

- | | |
|----------------------|------------------------|
| 1. 趣旨 | ⇒ 新規作成 |
| 2. 目的 | ⇒ 新規作成 |
| 3. 基本原則 | ⇒ 新規作成 |
| 4. 実施体制 | ⇒ 骨子にて検討済 |
| 5. 対象案件 | ⇒ 骨子にて検討済 |
| 6. 通報者 | ⇒ 骨子にて検討済 |
| 7. 通報の手段 | ⇒ 新規作成 |
| 8. 通報の内容 ◎ | ⇒ 新規作成 |
| 9. 通報処理プロセス ◎ | ⇒ 骨子にて検討済、一部詳細化 |
| 10. 情報公開 ◎ | ⇒ 新規作成 |
| 11. 通報受付対応点検委員会への報告 | ⇒ 新規作成 |
| 12. 広報 | ⇒ 新規作成 |

通報受付窓口業務運用基準_実施体制（再掲）

- 調達指針及び通報受付窓口の運用にあたっては、以下のような体制を構築
- 個々の通報案件に対し、専門的見地から、中立の立場で助言を行う助言委員会を設置
- 通報の処理について事後に確認する通報受付対応点検委員会を設置



通報受付窓口業務運用基準_対象案件・通報者（再掲）

範 囲

対象案件

- 東京都が調達する工事・物品等に関する案件であって、調達指針の不遵守に関する通報（調達指針の不遵守又はその疑いを生じ得る具体的事実に基づく内容のもので、サプライチェーンにおけるものを含む。）
- 対象となる工事・物品等は**履行期間中**のものを原則とする。ただし、不遵守の事実を知り得たのが履行期間終了後の場合には、**履行期間終了後1年以内**の通報についても受け付ける。

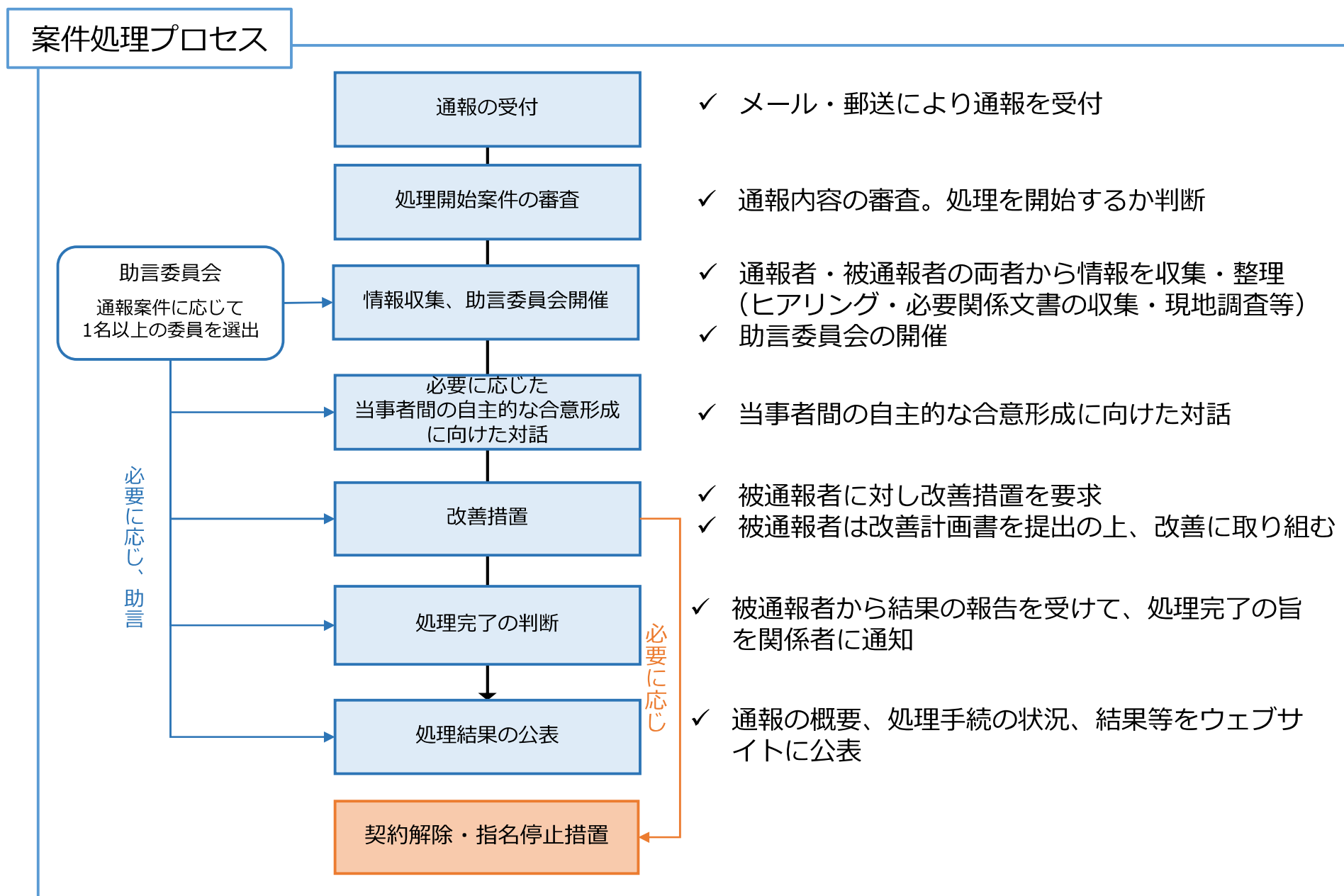
以下は対象外

- (a)国又は地方公共団体その他公共団体が設置した他の紛争処理手続において係争中であって、当該紛争処理手続と通報受付窓口における手続の争点が実質的に同一であることにより、本基準の目的に照らし通報受付窓口における手続を開始する必要がないと認められる場合
- (b)実質的に同一の案件について既に通報受付窓口業務における手続が行われている場合（ただし、新たな事実に基づく通報はこの限りでない。）
- (c)悪意のある通報、非常に些細な事案に関する通報、あるいは、競争有利を得るために作られた通報その他通報受付窓口業務における手続を開始することが明らかに適切でないと認められる場合

通報者

調達指針の不遵守の結果として、**負の影響を受けた又は相当程度の蓋然性で将来負の影響を受けると考えられる当事者をはじめとするステークホルダー**（個人、グループ、コミュニティ及びそれらの代理人）

通報受付窓口業務運用基準_案件処理プロセス（再掲）



通報受付窓口業務運用基準_「8 通報の内容」

- 「8 通報の内容」について、以下の項目を定めることを検討
- 各事項は日本語又は英語で記載されていることを必要とする。
- 必要事項が正確に記載されていない場合は、通報者に対して詳細を確認

(1) 通報者の氏名・住所・連絡先（電話番号、emailアドレス）

- ✓ 通報は本名で行われ、連絡先を明記
- ✓ ただし、通報者に係る情報は、法の要請による場合を除き、外部には公開されない。
- ✓ 処理の過程において匿名を希望する場合には、その旨記載することができる。

(2) 被通報者に関する情報

- 1)被通報者の氏名又は名称
- 2)被通報者の住所・連絡先
- 3)通報者と被通報者との関係（例：雇用主とその従業員）

(3) 東京都が調達する工事・物品等を特定するに足る情報

- ✓ 工事・物品等の種類・名称、製造・販売業者の名称、又は、名称等のみで特定が困難な場合は工事・物品等が特定できる特徴等
 - ✓ 製造、納入又は施工の時期・場所 ロット番号等
 - ✓ 工事・物品等の契約件名・契約番号
- ※可能な限り詳細な情報を記載すること

通報受付窓口業務運用基準_「8 通報の内容」

- (4) 通報者が考える不遵守の具体的事実（当該不遵守が上記（3）の工事・物品等の調達過程において生じていることが特定できる情報を含む。）及び当該不遵守の対象となる調達指針の条項
- (5) 調達指針不遵守の結果、現実には生じた負の影響又は将来発生する相当程度の蓋然性があると考えられる負の影響の具体的内容
- (6) 通報者が期待する解決策
- (7) 被通報者との対話の事実

※当事者間の自主的な紛争解決に向けた努力を促すため、通報者は、通報を行う前に、被通報者との対話に向けた努力を行うことが求められる。このため、被通報者との協議に向けた通報者の行為にかかる事実関係については、日時・相手方・対応の内容などを可能な範囲で詳細に記載すること。ただし、通報者が被通報者との対話に向けた努力を行うことができないやむを得ない事情がある場合には、かかる事情を記載すること。
- (8) 他の紛争処理手続において係争中の案件又は本通報受付窓口における手続が行われている案件に該当するか否か（該当する場合はその具体的内容）

通報受付窓口業務運用基準_「9 通報受付窓口における案件処理のプロセス」

- 「9 通報受付窓口における案件処理のプロセス」について、以下の項目を定めることを検討

(1)通報及びその受付

- 通報者は必要事項を入力・記載して、専用の**メールアドレス**に送信する方法で通報
- 書面で通報する場合は、都の指定する場所への**郵送・配達**することによる

(2)処理開始案件の審査

- 東京都は、受け付けた通報について、**【対象案件】・【通報の手段】・【通報の内容】に照らして処理手続を開始するか審査**
- 東京都は、**必要記載事項を満たした通報を受付後、通報者に対し処理手続を開始するか否かを通知する。通報受付から通知までの標準処理期間は20日程度を目安とする。**
※通報の内容、性質等によって、これ以上の審査期間を要することが判明した場合は、速やかに通報者へ連絡する
- 他の適切な紛争処理手続きがある場合は、当該手続きを案内
- 通報の処理手続を進めない場合においても、その事実とその理由を通報者に通知

(3)情報の収集、助言委員会の開催

- 東京都は、処理手続を開始すると判定した案件について、**当事者等からそれぞれ情報を収集・整理**
- その際、東京都は、被通報者との双方向のコミュニケーションを通じて積極的な協力を求めつつ、当事者の見解をバランス良く聴取し、「中立性」への信頼を損なわないよう、各当事者への個別ヒアリングを行うとともに必要関係文書を入手し、論点を整理
- **必要に応じ、現地調査を実施**
- 東京都は、**助言委員会委員名簿から、当該案件に意見する助言委員を選出し、助言委員会を開催**

通報受付窓口業務運用基準_「9 通報受付窓口における案件処理のプロセス」

(4)当事者間の対話

- 東京都は当事者による**対話の機会を設け**、上記(3)で収集した情報をもとに事実関係や論点を整理・提示する等、**当事者の自主的な合意形成に向けて対話が円滑に行われるよう促進**
- 助言委員会は、必要に応じ助言を行い、場合によっては対話に参加するなど、対話の促進を支援
- なお、労使間の対話等他の紛争処理メカニズムがより解決に資すると判断される場合には、東京都は当事者の意向等を確認した上で同メカニズムの利用を求める
- 東京都は、当事者に対し、対話の手続方法（直接対面、電話会議、メールのやり取りによる対話等）と標準処理期間を通知するとともに、手続の進捗状況については随時当事者へ連絡
- **処理手続開始から対話完了までの標準処理期間は、75日程度を目安とする。ただし、案件の内容や性質等によっては、これ以上の処理期間を要する**

(5)改善措置

- 情報の収集及び当事者間の対話の結果、**被通報者による調達指針の不遵守が認められた場合、東京都は、被通報者等に対し改善措置を要求**
- 被通報者は、**一定期間内に改善計画書を提出**した上、東京都から承認された**計画書に従って改善に取り組み**、改善措置の進捗状況及び結果を計画書に基づき東京都に報告
- 改善計画について、**進捗の遅れや不作為があった場合には、東京都は、必要に応じて事実関係の確認等を実施**

(6)通報案件の処理完了の判断

- 東京都は、被通報者から上記(5)の報告を受けた後、処理が適切に行われたことを確認し、当該案件の処理プロセスが完了したことを判断
- 処理の完了した案件は、関係者にその旨を通知
- 上記各手続の過程において、案件の解決、通報の取り下げ、調達指針不遵守の事実が確認できない場合、上記の手続を継続しても解決が見込めない場合、あるいは当事者双方の合意の上で改善措置等が不要であるとされる場合等、東京都が相当と認めるときは、当該案件の通報処理プロセスを終了

通報受付窓口業務運用基準_「10情報の公開」

➤ 「10情報の公開」について、以下の項目を定めることを検討

- (1) 東京都は、通報者が公開を望まない場合を除き、**受け付けた通報等の概要、処理手続の状況、被通報者による改善措置の進捗状況、結果の概要を、そのウェブサイト上において、原則として公開する。**ただし、中傷目的等悪意のある通報や、競争有利を得るために作られた通報等、公開が適切でないと判断される情報については、公開しないものとする。
- (2) 上記(1)の情報は定期的に更新を行う。なお、**情報の公開にあたっては個人のプライバシー等に十分配慮する。**

助言委員会について

助言委員会について

助言委員会の役割

- 個々の通報案件に対し、**専門的見地から、中立の立場で助言**を行う。
- 予め選定した複数（4名以上）の委員から、**案件ごとに委員を選出**
- 状況に応じて、通報者と被通報者の**対話に加わり、円滑な対話の促進**を図る

助言委員会フロー



助言委員会の構成

- 弁護士を中心に、関連分野等の専門家により構成

（参考）東京2020大会

所属等	人数
弁護士	7名
学識経験者 (法学・国際学)	5名
民間団体等	4名

（参考）大阪・関西万博

所属等	人数
弁護士	5名
学識経験者 (経済学・国際学・法学・理工学)	5名
民間団体等	1名

助言委員会について

- 助言委員会の要綱等において、特に重要な項目を以下案のとおり定めることを検討。

委員

- ✓ 委員は紛争解決その他持続可能性に関連する分野について専門的な知識及び経験を有すると認められる者とし、東京都がこれを選定し、委嘱する
- ✓ 次の各号に該当すると認められる者は、当該処理案件の委員に選出することができない
 - (1)当該処理案件に係る当事者その他関係者との間に特別な利害関係を有する者
 - (2)当該処理案件の処理ないし解決の公正性、中立性を害するおそれがある者

助言委員会の所掌事項

- ✓ 助言委員会は、助言等を行うにあたって、当該処理案件に係る事実関係、その処理プロセスの進捗状況、当事者の意向等のほか、法的規制、その分野ないし類似案件に係る社会情勢等の諸事情を踏まえつつ、専門的な知見に基づき意見する

委員の責務等

- ✓ 委員は、助言等を行うにあたって、持続可能性の理念のほか、調達指針等の趣旨を十分理解するとともに、その所属する組織等を代表せず、あくまで公正中立の立場にある一個人として、その責務を果たすことを十分に認識した上で、当該処理案件の円滑・迅速かつ適切・実効的な解決を図るべく行動しなければならない

会議の公開

- ✓ 助言委員会の会議の内容(その資料等を含む。)は、原則として非公開とする。ただし、通報受付窓口業務運用基準に基づき公表する場合は、この限りでない

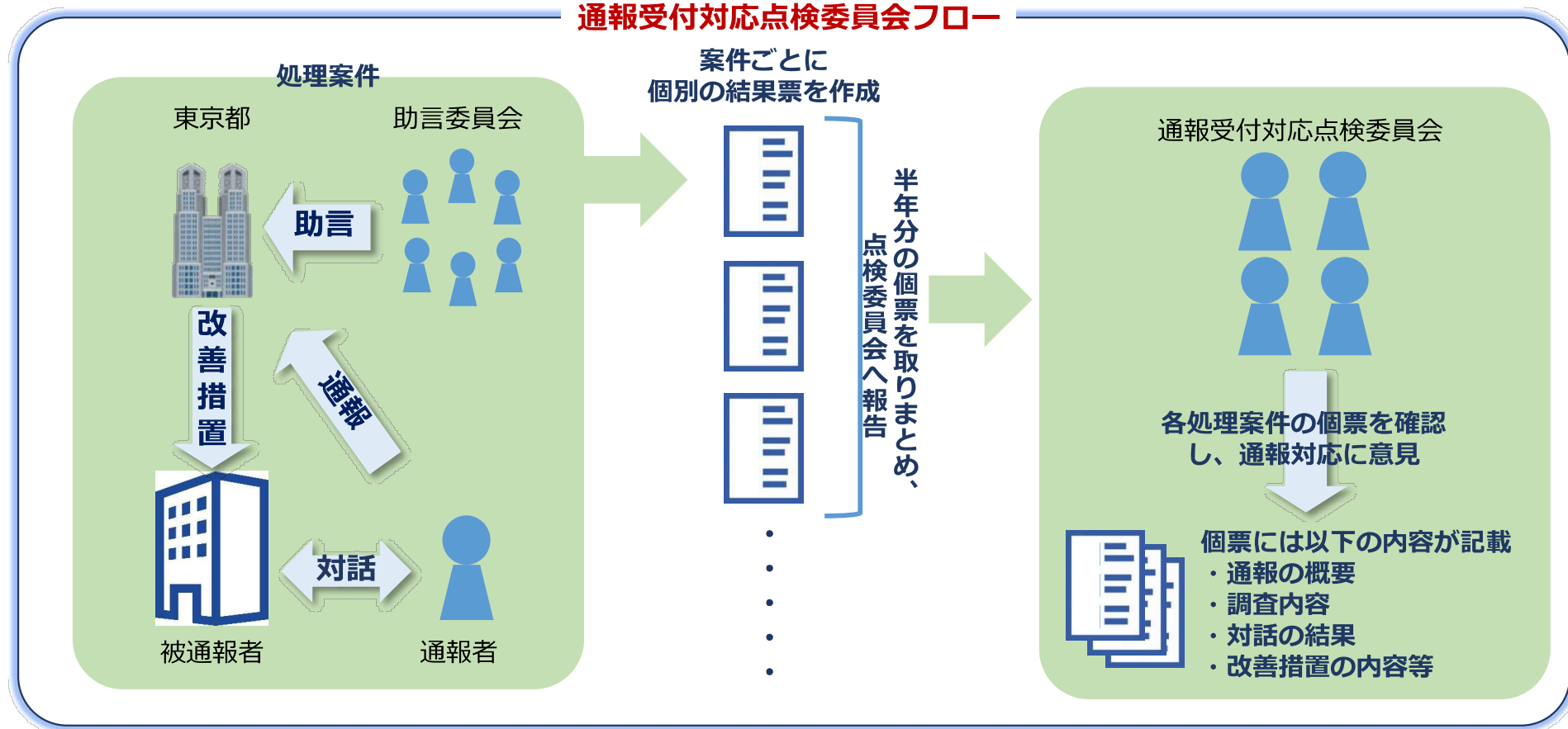
通報受付対応点検委員会について

通報受付対応点検委員会について

通報受付対応点検委員会の役割

- ✓ 通報受付窓口による通報の処理について、**事後に確認（年に2回程度を想定）**を実施
- ✓ その**対応プロセス**について、確認・意見し、通報受付窓口の運用について**PDCAサイクルのもと、改善**を図る
- ✓ 委員は助言委員会と同様の分野（紛争解決その他持続可能性に関連する分野）から4名程度を想定

通報受付対応点検委員会フロー



通報受付対応点検委員会について

- 通報受付対応点検委員会の要綱等において、特に重要な項目を以下案のとおり定めることを検討。

委員

- ✓ 委員は紛争解決その他持続可能性に関連する分野について専門的な知識及び経験を有すると認められる者とし、東京都がこれを選定し、委嘱
- ✓ 次の各号に該当すると認められる者は、当該処理案件の委員に選出することができない
 - (1)当該処理案件に係る当事者その他関係者との間に特別な利害関係を有する者
 - (2)当該処理案件の処理ないし解決の公正性、中立性を害するおそれがある者

通報受付対応点検委員会の所掌事項

- ✓ 通報受付対応点検委員会は、東京都が行う「東京都社会的責任調達指針」に係る通報受付窓口における通報対応状況を確認し、改善すべき点等について意見する。

委員の責務

- ✓ 委員は、確認・意見等を行うにあたって、持続可能性の理念のほか、調達指針等の趣旨を十分理解するとともに、その所属する組織等を代表せず、あくまで公正中立の立場にある一個人として、その責務を果たすことを十分に認識した上で、通報受付窓口における通報対応状況について、確認・意見しなければならない。

会議の公開

- ✓ 通報受付対応点検委員会の会議の内容(その資料等を含む。)は、原則として公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に規定する情報を取扱うとき、又は座長が公開を不相当と認めるときは、この限りではない。